

テニス同好会 会則 (案)

2013年4月1日 制定

第1条 名称

・本会の名称を『シャープ社友会広島支部 テニス同好会』とする。

第2条 目的

・本会は、テニス愛好者会員相互がプレーを通じて親睦と体力維持増進を図ることを目指す。

第3条 会員構成

・本会の会員は、本会に入会を希望する会員資格者によって構成する。

第4条 会員資格者

・本会の会員資格者は、シャープ社友会広島支部会員、紅葉会会員、招待会員とする。

第5条 役員・任期

・本会を運営するための世話役として、次の役員を置き其々の役割を定める。

但し、各々の役員は、役員の一部を兼任出来るものとし、当面、広報は会計を兼任する。

1. リーダー（1名）： 本会の推進責任者としての運営を担う。
2. サブリーダー（1名）： リーダーを補佐し、必要に応じてその役目を代行する。
3. 会計（1名）： 年会費、活動援助金、並びに活動に必要な諸経費等の収支管理を行う。
4. 広報（1名）： 本会のホームページ運営、各種開催行事の広報業務を担う。

・役員の出選は会員の互選とする、任期は1年とするが再任を妨げない。

但し、リーダーの任期は、原則として3年を超えないものとする。

第6条 運営

・本会の運営はその目的を達成するため役員を中心に自主活動とし次の運営をする。

1. 本会の活動拠点を東広島市運動公園 テニスコートとし、定例会は原則 月4回（毎週水曜日）とする。
但し、予約等が取れない場合は、代替え日、場所等含めリーダーから会員に連絡を行う。
2. 本会の目的達成に必要と判断される行事への参画、合宿等、交流促進を図る。
3. 本会の事務局はシャープ社友会広島支部事務所に置く。

第7条 年会費・活動費

1. 本会の運営経費は、社友会からの活動援助金と会員からの会費を充当する。
2. 本会運営の維持費として、年会費1,000円とする。10月以降の途中入会は500円とする。
尚、健康上等の事情で年間休会届者及び数回/年しか参加出来ないこと事前届者は年会費を免除できる。
3. 会費の用途は、通信費、備品購入他、会の運営費に充当する。
4. 活動費は例会実施都度、実費を参加者各自が支払うものとする。

第8条 入会・退会

1. 本会の入・退会は自由とするが、退会の場合は、1ヵ月前までにリーダーに連絡するものとする。

但し、会計年度途中退会する場合の年会費は返還されないものとする。

第9条 総会・会計年度

1. 本会は、年1回（原則3月）定時総会を開催し、役員改選、収支決算、会則変更等の承認を得るものとする。
2. 総会の議決は出席会員の過半数で以って行うものとする。
3. 本会則に定めがない事項は、会員の合議により決定する。
4. 本会の会計年度は、当年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 会則の施行

・本会則は、2013年4月1日より施行する。